

中部横断自動車道環境影響評価方法書知事意見骨子案に対する審議会委員からの意見

| 知事意見骨子案   |  | 委員   | 意見内容   |
|---|--|--|--|
| 【前文】  | 事業実施区域及びその周辺(以下、「周辺地域」という。)は、ハケ岳などの山岳に囲まれ、豊富な水資源を有し、希少動植物を含む多様な生態系が形成されており、こうした自然環境や景観を求め、県内外から多くの人々が訪れる地域である。また、周辺地域はユネスコエコパークの移行地域であり、自然環境の保全と自然環境に調和した持続可能な地域社会の発展が求められている地域でもある。<br>事業者は、こうした地域特性を十分踏まえた環境影響評価を実施し、事業の影響を最大限回避、低減すること。 | 田中   | 「県内外から多くの人々が訪れる」を「県内外から多くの人々が移住し、また訪れる」に修正すること。  |
|   |  | 田中   | 「事業の影響を最大限回避、低減すること」を「事業の影響を最大限回避、低減し、回避も低減できない場合には代償すること」に修正すること。   |
| 【全般的事項】<br>(基本的な考え)   | 1. 環境影響評価制度は、情報公開がその根幹をなすものであることから、情報を事業者ホームページなど住民が取得しやすい方法により、積極的に公開すること。  | 工藤   | 次のとおり、「」内を追記すること。<br>情報公開がその根幹をなすものであることから、「必要な」情報を事業者ホームページなど住民が取得しやすい方法により、「具体的かつ」積極的に公開すること。  |
|   | 2. 本事業は、中部横断自動車道(長坂～八千穂)の一部であることから、長野県で行われている「(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線」の環境影響評価と整合をとること。   | —  | —  |
| (事業計画)  | 3. ルート案について、配慮書、方法書、準備書の各段階における検討経緯及び結果を準備書に記載すること。<br>特に、配慮書においてルート帯をB案にした際の環境への配慮事項を詳細に記載すること。   | 坂本   | 方法書を読む方が、アセス手続と、都市計画手続の検討範囲がわかるよう、都市計画上の手続についても、検討の概要を方法書に記載するよう求めることを検討すること。  |
|   |  | 田中   | 本事案では、法改正時の経過措置が適用されているため、配慮書の記載を工夫すること。   |
|   |  | 田中   | 「各段階における検討経緯」を「各段階における環境保全の観点からの検討経緯」に修正すること。  |
|   |  | 田中   | 準備書に掲載することは必要だが、準備書段階では環境保全の観点から遅すぎる。「環境保全措置は、回避、最小化、代償の順で検討する」とことと矛盾する。<br>そこで、必要な追加情報を記載した方法書(改訂方法書)を再度提出することを知事意見とすることを提案する。<br>過去例を見ても、国の計画段階評価を実施していても、追加的に配慮書を出しているものが5件ある。経緯は不明だが、1年かかる準備書の発行を待たなければ、アセス手続上で市民がこれまでのルートの絞り込みの経緯を知ることが出来ないのは問題がある。 |
|   |  | 田中   | 「B案にした際の環境への配慮事項」を「B案にした際の環境(特に自然環境と景観)への配慮事項」に修正すること。   |
| 4. 次の計画が具体的な段階で、位置や構造がわかる図面等により、速やかに県に情報提供し、ホームページ等で情報公開すること。<br>なお、準備書段階で計画が具体的なになっていない場合には、大まかな位置や構造を準備書に記載すること。<br>・道路位置<br>・トンネル、橋梁、盛土などの構造(以下、「道路構造」という。)<br>・インターチェンジや休憩所(SA・PA)、雪捨て場などの附属施設<br>・工事施工ヤードや工事用道路、発生土置き場などの一時的な施設(以下、「一時施設」という。) | 早見   | 「具体的な段階」部分に、一定の期限を設ける表現を追記すること。<br>また、「大まかな位置」については、極力詳細に記載するよう、表現を工夫すること。 |  |
|   | 5. 2車線暫定供用を行う場合は、その環境影響評価を実施し、4車線供用時の評価と比較して示すこと。  | —  | —  |
| (項目選定、調査予測評価手法)   | 6. 環境影響評価項目に選定しない場合は、その理由を準備書に記載すること。  | —  | —  |
|   | 7. 方法書の「調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由」には、具体的な調査、予測及び評価手法が記載されていないため、具体的な手法を速やかに県に報告し助言を受けること。  | 田中   | 「具体的な手法を速やかに県に報告し助言を得ること」が、本来の配慮書及び方法書で行うことなので、県や審議会だけでなく、市民に公開することが不可欠であるため、このような主旨で意見を修正すること。  |
|   | 8. 方法書で選定しないこととした環境影響評価の項目について、方法書に基づく現地調査等によって、評価の必要性が生じた場合は、追加して評価を行うこと。   | —  | —  |
| (環境保全措置の検討)   | 9. 環境保全措置は、回避、最小化、代償の順で検討すること。   | 田中   | この意見だけでは、事業者もコンサルタントも何をどうすれば良いかわからないので、具体的にどのようにすれば良いのか、ガイドラインのようなものが必要である。  |
|   | 10. 予測結果が環境基準等を下回る場合であっても、現況の環境が大きく変化する場合は、必要な環境保全措置を検討すること。   | 坂本   | 「大きく」という表現があいまいであるため、修正を検討すること。  |
|   | 11. 事業者が環境保全措置以外で自主的に実施する環境への配慮事項(環境モニタリング等)も、準備書に記載すること。  | —  | —  |

中部横断自動車道環境影響評価方法書知事意見骨子案に対する審議会委員からの意見

| 知事意見骨子案           |  | 委員 | 意見内容  |
|-------------------|--|----|---|
| (準備書作成にあたっての留意事項) | 12. 本意見に基づき検討した経緯及び結果を記載すること。また、準備書手続開始までの間に、県に情報提供を行った資料を掲載すること。  | —  | —   |
|                   | 13. 専門家等の助言を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を記載すること。  | 田中 | 「結果を記載すること」を「結果を明確な出典とともに記載すること」に修正すること。  |
|                   | 14. 住民が理解しやすいよう、文章表現・図表等使用、図書の構成や分量に配慮すること。  | 坂本 | 「文章表現」を削除するなど、文章構成を検討すること。  |
| 【個別事項】<br>(大気質)   | 15. 大気拡散予測式(ブルーム式、パフ式)の適用は、道路構造が決定した段階で、周辺の地形や気象などの条件を踏まえ、再度検討すること。<br>検討の結果、適正な予測評価が難しい場合は、野外拡散実験や数値解析モデルなどの手法を検討すること。                                    | 坂本 | ブルーム式もパフ式も一種の数値解析モデルなので、より適切な文言を検討すること。   |
|                   |  | 工藤 | 次の文を追記すること。<br>「検討にあたっては煙流実験を行うなどして当該地域の移流／拡散の特性を把握することを含め、検討の結果、ブルームパフ式では適正な予測評価が難しいと判断された場合は、野外拡散実験や数値解析モデルなどの手法も適用すること。」<br>※ブルームパフ式の適用について、判断方法や判断基準が問題である。移流拡散の状況を現地煙流実験で可視化することが最も客観的で住民にもわかりやすい。   |
|                   | 16. 盛土構造等による周辺の気流や気温等の変化について、類似事例を参考に影響を検討すること。  | 工藤 | 次の文を追記すること。<br>「…類似事例を参考に影響を検討し、必要に応じて数値シミュレーションにより評価すること」<br>※道路の走向が斜面の傾斜を横断するところでは、夜間冷気の流れをせき止めることになり、農作物への影響の他、場合によっては動植物の生息環境を変える可能性もある。  |
|                   | ※新規追加  | 工藤 | 次の意見を新たに追加すること。<br>「気象観測は通年で行うこと。観測点は、道路と地形の位置を考慮し複数設定すること。また、地上付近の大気安定度を実測するため気温は2高度で測定すること。」<br>※昨今の気候変動、異常気象多発の傾向から、各季節1週間の観測では代表的なデータが得られない可能性がある。また、斜面の走向と道路の走向の関係が一定では無いため、複数の観測点を取る必要がある。<br>夕方から朝にかけてかなりの強安定が想定されることから、予測手法を検討する根拠を得るためにも2高度(地上、10m)での気温測定を行う必要がある。 |
| (騒音、振動、低周波音)      | 17. 静穏な住居環境が広く存在している地域であることから、その現況を把握できる調査地点を選定し、自動車騒音等が、現況の騒音レベルを大きく変化させる場合には、環境保全措置を検討すること。  | 高木 | 環境保全措置の前に、「その影響を最小化するために必要な」を追記すること。  |
|                   | 18. トンネルの発破工事等で生じる騒音、振動、低周波音について、近隣の住居地や猛禽類などへの影響を、調査予測評価すること。   |    |   |
| (水質、水象)           | 19. 水質、水象、地下水の調査地点は、事業実施区域の下流側にも設定すること。また、その際、水源、井戸、農業用ため池や用水路などへの影響を把握できるようにすること。   | 岩田 | 次の文を追記すること。<br>「～用水路などへの影響を現地観測データや既存資料を用いたシミュレーション等の手法により予測評価を行うこと」<br>※地下水の水位や流動方向、地表水の流量などの水象について現地観測や既存資料を用いてシミュレーション等を行い工事の影響予測を行うことが重要であるため。  |
|                   | 20. 河川流量及び地下水水位のモニタリングは、工事着手前から実施すること。なお河川流量は、流域の状況が把握できる地点で常時モニタリングすること(既設観測所のデータ活用を含む。)  |    |   |
|                   | 21. 融雪剤や凍結防止剤の使用が地表水や地下水の水質、動植物に及ぼす影響について、調査予測評価すること。  | 岩田 | 審議会では事業者から科学的知見が少ないとの回答もあったが、鹿等が融雪剤に集まり、車と衝突するとも言われているので、意見に加えるのは良い。  |
| (土壌汚染)            | 22. 工事により、自然由来の重金属を含んだ有害な土砂が生じる可能性を、事前に調査するとともに、生じた場合の管理や処分の方法を検討すること。   | —  | —   |
| (日照障害)            | 23. 盛土構造であっても、日照障害が著しくなる場合は、予測評価を行うこと。   | —  | —   |
| (動植物生態系)          | 24. 周辺地域には、湧水池や湿地帯、水田などがあり、希少な動植物を含む生態系が形成されている可能性が高いため、動植物調査は、希少な動植物を見落とさないよう、事前に専門家等へのヒアリングや現地踏査により最新の情報を集めた上で調査対象種を設定し、対象種の生態を考慮して、調査地点、調査時期や回数を設定すること。 | 早見 | 調査対象種を多様かつ多種設定し、対象種の生態、活動時期などを考慮して、調査地点、範囲、方法、時期、回数を最大化の方向で設定するような表現を検討すること。  |
|                   | 25. 道路位置や道路構造は、生息する動物の行動圏を把握し、動物への影響が最小限となるよう検討すること。<br>また、行動圏が分断されるおそれがある場合は、動物の侵入防止や移動経路の確保などの環境保全措置を講ずること。  | 坂本 | 文章の構成を検討すること。   |
| (動植物生態系)          | 26. 生態系の評価は、生態系を代表する複数の種及び群集を、上位性、典型性、特殊性の視点から選定し、それらと他の動植物との相互関係を把握して行うこと。  | 田中 | 「上位性、典型性、特殊性の視点から選定し、それらと他の動植物との相互関係を把握して行うこと。」を「希少性、上位性、典型性、特殊性の視点から選定し、それらの生息地に対する影響及び環境保全措置の効果に対して定量的に評価を行うこと。また、他の動植物との相互関係も考慮して評価すること。」に修正すること。  |
|                   | 27. 猛禽類の環境保全措置は、周辺地域に生息する猛禽類の営巣地、行動圏を把握し、行動圏の土地利用の変化、餌の生息環境の変化を踏まえ検討すること。  | —  | —   |

中部横断自動車道環境影響評価方法書知事意見骨子案に対する審議会委員からの意見

| 知事意見骨子案                 |   | 委員 | 意見内容  |
|-------------------------|---|----|---|
| (動植物生態系)                | ※新規追加   | 田中 | 次の意見を新たに追加すること。<br>「動植物、生態系に関する環境保全措置は、特に回避、最小化、代償の順で検討し、その経緯を明確にすること。なお、この手順については県あるいは県に指定された専門家の指導を受けて行うこと。」                              |
| (構造物の景観、人と自然との触れ合い活動の場) | 28. 日常景観への影響を把握するため、道路が見える範囲を示した地図を作成するとともに、集落などに視点場を設定すること。            | —  | —   |
|                         | 29. 構造物について、デザインや色彩ごとに複数のフォトモンタージュを作成して比較検討し、周辺景観と調和のとれるものとする。          | —  | —   |
|                         | 30. 一時施設について、景観への影響が1年以上継続する可能性がある場合は、調査予測評価し、環境保全措置を検討すること。            | —  | —   |
|                         | 31. 道路の照明や自動車の前照灯が、周辺地域での星空観察に与える影響を調査予測評価し、環境保全措置を検討すること。              | —  | —   |
|                         | 32. 自動車の走行音が、バードウォッチングや森林浴など、静かな環境が求められる活動に与える影響を調査予測評価し、環境保全措置を検討すること。 | —  | —   |
| (発生土、温室効果ガス)            | 33. 土砂の発生、処分・再利用の量を予測し、環境保全措置を検討すること。                                   | —  | —   |
|                         | 34. 工事中の温室効果ガスの発生量を予測し、環境保全措置を検討すること。                                   | 工藤 | 「工事中の」を「現状、工事中、供用後における」に修正すること。<br>※道路用地における樹林伐採も含め、現状と比較して、工事中、供用後にどれだけ追加的温室効果ガスが排出されるか算定した上で、環境保全措置を検討すること。算定にあたっては、供用後の交通量や車種、車速を設定すること。 |